

## 目次

A II 5 -CR-★1-告訴状20210126	2
A II 5 -CR-★2-証拠20210127	10
A II 5 -CR-★3-1-1号証	11
A II 5 -CR-★4-1-2号証	15
A II 5 -CR-★5-補充書①20210127	25
A II 5 -CR-★6-補充書②20210128	26

## 告訴状 A II 5

令和 3 年 1 月 26 日

前橋地方検察庁 御中

### 告訴人

〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業  
今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話・FAX 0278-72-5353

### 被告訴人

前橋地方裁判所民事第1部A係の裁判官の渡邊和義に対し、  
公務員職権濫用罪と脅迫罪と犯人隠避罪

### 告訴の趣旨

被告訴人の以下の所為は後述の各罪状に該当すると考えるので、厳罰に処することを求める告訴いたします。

#### 告訴事実1 原告の私の訴えを合理的根拠無く無視した棄却判決(1,2 号証)

20190926、前橋地方裁判所(群馬県前橋市大手町 3 丁目 1 番 34 号)22 号法廷において、渡邊和義は、包囲網として通謀して、私への脅迫の意図を持って、前橋地裁民事第1部A係の前橋地裁 H30 ワ 413 慶謝料請求事件の裁判長裁判官として、公正な裁判を行うべき職務を装って、その職権を濫用して、後述の通り、原告である私の訴えを、合理的根拠無く無視した、その手続的無効性が誰にも自明な、社会通念上裁判とは呼べない、棄却判決を行いました。

更に特筆すべきは、私が訴えた元々の不法行為①私への脅迫の為の殺人の存在(主要事実)と、③埼玉県警による同殺人の交通事故への偽装(基礎事実)、を判決から脱漏させたことであり、それらが残りの 4 つの不法行為の前提であるがゆえに、判決としての致命的瑕疵と言えます。

言い換えると、「合理的根拠無き無視」という埼玉県警の不当性を一審も繰り返しました。

全不法行為が合理的根拠を欠いており、訴えの実質的な無視と言えることから、歴然たる法令(職責)違反であり、手続妨害であり、職務上の故意または過失による人権侵害であり、不法行為であると訴えたのに、正当業務行為と判定しました。

要するに、①全趣旨を考慮したが、②違法性は無い、旨の結論ですが、この2点とも虚偽です。

実質的根拠が無いことが不当だと訴えているのに、それを一切無視して、外形面だけを理由に適正であると判定しているのですから、職責放棄の呆れ果てた倒錯としか言い様が有りません。

全てが実質的に理由が無く、理由が無い以上は全趣旨を考慮したとは言えず、したがって違法性は無いなどとは言えません(論理則違反ないし片手落ち)。

これらは当り前に、私の訴権(自決権(憲法 13 条))や適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)や裁判を受ける権利(憲法 32 条)の侵害ですから、無効な判決です。

このように、自由心証主義ないし事実認定の基本原則を遙かに逸脱しており、裁判所として有り得ない瑕疵なのに、全不法行為で、更には別件(告訴状A II等)でも、重ねていることの相互関連性をも総合すれば、明らかに故意の害意です。

詳しくは後述の私の訴え(1号証)や当該判決書(2号証)の通りですが、要点を列挙すれば、

### 1 埼玉県警の歴然たる法令(職責)違反を無視したこと

警察が、犯罪被害の訴えを、合理的根拠無く無視すれば、当たり前に、法令(職責)違反です。  
埼玉県警は外形的に対応したに過ぎず、実質的に何一つ捜査していません。

### 2 天文学的に超高度の蓋然性の数々を無視したこと(事案解説責任の放棄)

①警視庁による被害届の隠蔽(主要事実)、②私への脅迫の為の叔母の殺害(主要事実)、③埼玉県警による殺害の交通事故への偽装(基礎事実)、④脅迫殺人の真相究明の訴えのサワダによる隠蔽(主要事実)、⑤捜査要求の内容証明の無視(基礎事実)、⑥ニイムラの事件性の無視(基礎事実)、⑦ナガセの事件性の無視(基礎事実)、⑧カクタの嘘と事件性の無視(基礎事実)、など。

これらの無視の内訳は後述の通り、①無視=判定洩れ(言及自体が無い)、がほとんどで、②理由不備(心証だけで理由が無い)や、③片手落ち(判断要素の欠落)、も散見されます。

#### **★犯人隠避です**

民事訴訟ながら、①検察庁による告訴の妨害の打開の為の訴訟と明記していたこと、②三罪を明記していたこと、③たとえ民事訴訟であっても裁判所は職権で然るべき処置を取れること、④裁判所には公務員の犯罪告発義務(刑訴法239条2)が有ること、などから、告訴事実1により、告訴状A II(埼玉地検)に記載の、其々、公務員職権濫用罪と犯人隠避罪と脅迫罪の、不詳1、不詳2、ニイムラ、ナガセ、カクタ、らを隠避し、国の刑事司法作用を妨害したと言えます。

#### **★脅迫です**

告訴事実1は甚だしく社会通念を逸脱しており、犯人隠避の必要以上に職権濫用の不当性を演出している点から、三審の通謀を前提とした後述の通りの社会通念の偽装の陰謀であり、「(我々はお前を認めない)との社会的抹殺の意図の無言の威力脅迫の害意、としか説明が付きません。また、そのような国家的隠蔽の状況が齎す無言の脅迫効果は絶大です。

#### **職責放棄の無効な判決です**

一審の主な不当性は、理由(合理的根拠)が無いこと(示していないこと)です。

そもそも裁判一般の本質は、紛争の解決の為に、①中立機関が、②紛争原因に対して、③正当な基準を適用して、法的拘束力の有る最終判断を示すこと、です。

然るに、②紛争原因を無視して(誤って)おり、③正当な基準を適用していません(脱漏)。

したがって一審は、形式面からも内容面からも、およそ私の裁判とは呼べず、無効です。

これは法的には、「請求の原因」に当る部分を無視しており(裁判の脱漏、自由心証主義の逸脱)、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」(日本国憲法76条〇3)、「口頭弁論の全趣旨をしん酌」(民訴法247条)、に違反しています。

#### **一連の社会通念の偽装の陰謀です**

つまりこれらは、「(私の場合に限り)適法行為」の旨の虚偽(判例違反・経験則違反)なのであり、全日本人が私への包囲網の確信犯として通謀し、当り前の違法性を認めないことによって皆で犯罪を正当化し、また、私の判例だけを永久にタブー扱いして封印することによって、判例一般の持つ同様事例への拘束力に因る社会秩序の混乱を避ける狙いの、一連の日本限りの社会通念の偽装の陰謀なのであり、最高裁による上告却下(告訴状A II 7)こそが、その総仕上げです(3,4号証)。

## 当り前の数々を無視することの犯罪性

無視したものは、いざれも判決への影響が必至の基礎事実ないし主要事実であり、また、「合理的な疑いを超える程度の確信」を得られることばかりなので、必然的に手続(告訴)妨害となり、原告への人権侵害となること、は誰にも自明(100%予見可能)です。

なお、当り前のこととは、①法令、②経験則又は論理則、③蓋然性、などであり、その不当性は、第一に、反社会性であり、著しい不合理は、公序良俗違反(民法90条)です。

第二に、人権侵犯性であり、私の被害者性を合理的根拠無く無視しており、著しく信義則(民法第1条2)違反であり、「(我々は)お前を認めない」との、社会的抹殺の意図の人格的生存(生命、自由、名譽)への無言の害意であり、生命に対する権利(憲法13条)や訴権(自決権(憲法13条))ないし適正な手続を受ける権利(憲法13条又は31条)ないし裁判を受ける権利(憲法32条)の侵害です。

言い換えると、予見可能性に基く結果回避義務違反(職責違反)であり、職権濫用による手続(告訴)妨害であり、公正な裁判所(民訴法2条)違反であり、信義に従った誠実な義務の履行(判断)とは言えないので、著しく信義則違反(民法1条)であり、また、公の秩序又は善良の風俗に反する事項(公序良俗の偽装)を目的とする法律行為(判断)と言えるので、公序良俗(民法90条)違反であり、公務員の犯罪告発義務(刑訴法239条2)違反であり、「職務を怠り」(裁判所法49条)であり、非行(国家公務員法82条)であり、信用失墜行為(国家公務員法99条)であり、職務上の故意または過失であり、私への公然たる非人扱いです。

## 罪名

以下の脅迫罪と犯人隠避罪は観念的競合、公務員職権濫用罪は二罪の牽連犯と考えます。

### 渡邊和義に対し、脅迫罪(刑法第二百二十二条)

告訴事実1により、渡邊和義は、既述の通り、包囲網として通謀して、私への脅迫の意図を持って、既述の職権を装って、その職権を濫用して、実質的な司法拒絶の形で判決の不当性を演出することによって、憲法遵守義務に反して当該訴訟と私の権利行使を妨害し、既述の気勢を重ねて暗示し、もって、私の社会的抹殺を狙った人格的生存(生命と自由と名譽)への害意の無言の威力脅迫を行い、私を恐怖させたので、脅迫罪です。

### 渡邊和義に対し、犯人隠避罪(刑法第百三条)

告訴事実1により、渡邊和義は、既述の通り、包囲網として通謀して、既述の同人らへの刑罰を免れさせる為に、既述の職権を装って、その職権を濫用して、実質的な司法拒絶の形で判決の不当性を演出することによって、憲法遵守義務に反して当該訴訟と私の権利行使ひいては告訴を妨害

し、国の刑事司法作用を妨害し、既述の同人らを隠避しましたが、同人らの罪状が、いずれも罰金以上の刑に当ることは明らかですから、犯人隠避罪です。

### 渡邊和義に対し、公務員職権濫用罪(刑法百九十三条)

告訴事実1により、渡邊和義は、既述の通り、包囲網として通謀して、上記の犯人隠避罪や脅迫罪を行う為に、既述の職務を装って、その職権を濫用して、実質的な司法拒絶の形で判決の不当性を演出することによって、憲法遵守義務に反して当該訴訟と私の権利行使を妨害し、裁判の公正という公益を侵害し、私に本来は義務も必要も無い本告訴状を作らせたので違法であり、公務員職権濫用罪です。

### 私の訴えと一審判決の瑕疵

#### 警視庁1 警視庁が私の被害届を無視し、害意を暗示しました (99.99%)

2009.1.19 10:19 に、私が練馬郵便局(東京都練馬区豊玉北 6-4-2)から警視庁本部(東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 1 号)に簡易書留で送った、2009.1.18 付被害届(A-1 号証)を、警視庁の不詳 1 は完全無視(shut out、理由を告知しない受付拒否)しました。

同被害届の内容は、不特定多数(包囲網)による私への不買運動(タクシー営業妨害)などの威力脅迫行為の摘発要請であり、警視総監宛で、一ヶ月後の回答期限を冒頭に明記してありました。

これは後述の通り、①無視できない 8 項目を明記していたこと、②回答要請を明記していたこと、などから、外形象的に、あまりにも自明な法令(職責)違反と言え、それを敢えて実行したことが、当たり前に、警視庁の害意を暗示しています。

法令違反は正当業務行為どころではなく、権利または法律上保護される利益の侵害です。

#### A 無視できない 8 項目の記載を無視 (A-1 号証)

(1)★(3 頁)顔パス(挙手した乗客の逃亡) 稀有な人為現象

(2)★(3 頁)その顔パスが、毎乗務 10 回以上も頻繁に起きた蓋然性 天文学的超高確率

(3)★(5 頁)会社の平均売上の運動(下落)現象が不買運動を裏付けていること 超高度

400 台の会社の平均売上が、私の出番日に運動して下落していました(2007 から 2009 年)。

更には、首都圏の 20 万台のタクシーの平均売上も、私の出番日に運動して下落していました。

また、会社の平均売上の絶対額は、退社時(2009 年)は入社時(2006 年)より約 4 割も減少しました。

これらのことは公知でしたから、私の出番日とずらして巻き添えを回避しようとする乗務員が相次いだ為、タクシー各社の運営はパニックに陥り、社会問題化し掛けました。

おそらくはこの社会問題化を回避する為に、包囲網はやがて、引き籠り(夜の街に出歩かない)運動を展開し(2008 年頃から)、これにより、首都圏の夜の街は大恐慌に陥りました。

この運動データこそは、包囲網にとってのアキレス腱であり、不都合な真実だったのです。

私の叔母の殺害には、夜の街の住人達からの逆恨みによる報復と、この運動データ(被害届)の口封じの為の脅迫と、2 つの動機が有ったものと思われます。

★不買運動や危険運転による、生命への無言の脅迫の脅威を無視 超高度

(13 頁)大型車の編隊による高速道路への合流妨害、(18 頁)対向車の幅寄せ(センター・ライン・オーバー)

B 冒頭頁の回答要請と期限を無視

理由の不告知は甚だしく信義則違反

C 警視庁の歴然たる法令(職責)違反であることを無視

立法趣旨から明らか

上記と下記から、正当業務行為どころではなく、反射的利益を超えた、権利又は利益の侵害です。

★★★犯罪捜査規範 61 条違反です 理由を告知しない受付拒否

理由不備

★★★犯罪捜査規範 65 条違反です

理由不備

内容不明の場合、「本人から補充の書面を差し出させ(中略)なければならない」。

★警察法 1 条違反です 「個人の権利と自由を保護」

理由不備

★警察法 2 条 2 項違反です 「個人の生命の保護」や「犯罪の予防」

理由不備

★同様の前例が無いことは、公知の違法性の証左です 正規の取扱ではないこと

理由不備

★予見可能性に基く結果回避義務違反です 記載事項を否定する根拠無

判定渋れ

D 上記の各違法性が自明過ぎるがゆえに、警視庁の害意を暗示

理由不備

警視庁2埼玉県警1 私の叔母を殺害し、事故に偽装 (②99.80%)

★判決から脱落

2009.2.20 午前 6 時 20 分頃(AII-1~4号証)、埼玉県さいたま市中央区桜丘二丁目の国道 17 号交差点付近において、伊勢崎友信と警視庁の不詳 1 は事前通謀して、私への脅迫の意図を持って、私の叔母の太田まり子を待ち伏せし、側道を直進中の太田まり子の自転車を狙って、殺意を持って 17 号を左折して衝突させ、重症頭部外傷等を負わせ、もって、同日午前 8 時 39 分頃、同区上落合 8 丁目 3 番 33 号所在のさいたま赤十字病院において死亡させ、「先の被害届を忘れなければ、この叔母のようにお前も殺すぞ」との、私の生命への無言の脅迫の害意を暗示しました。

なお埼玉県警の不詳 1 も、同人らと事前通謀して、その後、司法解剖した監察医と事前共謀して、他殺の疑いが極めて強いのに、同死体検案書の所見欄に、死因は交通事故との虚偽を記載させ、2009.3.3 に伊勢崎友信を轢逃げ犯として逮捕し、自動車運転過失致死罪として送検する(AII-10, 11 号証)、など、合理的根拠の無い捜査を行い、同殺害を交通事故に偽装しました。

その根拠は何よりも、①既述の通り、警視庁が被害届を無視したことが、何らかの害意を極めて強く暗示していた状況にあって、②まさしく同被害届の回答期限日当日に、私の叔母が変死したことによって、「先の被害届を忘れなければ、お前もこの叔母のようになら殺すぞ」との、警視庁の害意の内容が明かされた恰好であること、また、同様の状況設定のドラマや小説も多いことから、経験則として誰でもそう感じること、何よりも、③この二つの稀有な現象が偶然に重なる確率は天文学的に低いこと、などから、私への脅迫の為の殺人であることが、当たり前に、推定されることです。

更には後述の通り、この事故には多数の不審点があり、交通事故の直接証拠が無いことです。

つまり、そもそも交通事故ではなかったか、故意の交通事故だったか、のいずれかです。

そして、同被害届とこの殺害との因果関係は、警視庁が直接関与したか、あるいは、警視庁が内容を外部に漏洩させたことに因って惹き起されたか、のいずれかしか有り得ません。

私としては真相は後者であり、実行犯は伊勢崎友信一人だったと想定しています。

全機關揃って、これらの蓋然性を解ろうとしないことこそ、世紀の茶番であり、世界の恥です。

## ★★★★★元々の不法行為 1 (殺人の事故への偽装) が判決から脱落(1, 2 号証)

私への脅迫の為の叔母の殺害は、他の 4 つの不法行為の前堤となる主要事実です。

判決への影響は必至ですから、無効事由にも再審事由にも上告事由にも該当します。

私への脅迫の為の殺人です

天文学的超高確率

全て判定洩れ

以下の(1)から(5)の蓋然性の総合です。

(1)被害届の完全無視(歴然たる法令違反)が暗示する警視庁の害意(99.999999%以上)

(2)同被害届の回答期限当日の叔母の変死(99.80%以上)

(3)警視庁サワダの、脅迫の為の殺人の訴えの隠蔽(99.00%以上)

(4)叔母の変死には不審点が多数有ります(99.9999999%以上)

A▼事故現場の手前が見通しの良い長い直線である不審(A II-3 号証)(99.99%以上)

B巻き込みでもないのに死亡に至っている不審(90.00%以上)

直角の左折直後です

C▼司法解剖の実施経緯の不審(A II-10,11 号証)(90.00%以上)

廣橋絹代の証言との矛盾

「他殺か病死の可能性も有るので、解剖させてほしい」(A II-10 号証)

D▼逮捕の決め手の映像を、公判の証拠にしていない不審 99.00%以上)

E▼交通事故として当り前の物証が一切無い不審(90.00%以上)

F被疑者の行動の必然性の有無(99.00%以上)

待伏せの疑い

G殺意は無かったとする証拠が無い不審(99.00%以上)

Hこの事故のその他の事件性(90.00%以上)

平日の 17 号で目撃者が居ない不審など

I▼ 轢逃げ事故の公判(A II-甲 10)の不審(99.9999999%以上)

上記の殺意の疑いの数々を無視して、証拠無しに交通事故だと決め付けています。

撲殺の疑いすら有る。 刑事公判とは? 刑事的視点とは? 定義から当り前に無効です。

(5) 恣意性一覧表(4 号証)は包囲網実在の証左です(99.9999999%以上)

★★★各事象(事件)の蓋然性は極めて高度、それらの相互関連性から包囲網の実在は明白です。

包囲網とは女のブラックリストであり、被害届 2018(3 号証)に経緯などを記述しています。

警視庁3 サワダが、脅迫の為の殺人の真相究明の要請を隠蔽しました (99.00%)

2009.3.3 午後、警視庁東村山警察署(東京都東村山市本町 1 丁目 1 番地 3)において、私がサワダに、脅迫殺人の真相究明と包囲網の摘発を要請した事実を、警視庁が隠蔽しました。

私が当然に警視庁に抗議すべき立場に在ったことは、誰でも解るはずです。

私は、サワダの風貌を記憶しているので、当時の職員名簿からでも特定できます。

警視庁の一貫した完全無視対応の蓋然性からも、この事実を推認できるはずです。

警視庁4 2016.6.6 内容証明(A-3,4 号証)の完全無視 (99.00%)

2016.6.6 11:55 に、私が前橋中央郵便局(群馬県前橋市城東町 1-6-5)から警視庁本部(東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 1 号)の警視総監宛に送った、脅迫の為の殺人の真相究明の検査要求の旨の内容証明便を、警視庁の不詳 2 は、合理的根拠無く、完全に無視しました。

埼玉県警2 2016.6.6 内容証明(AII-5、6号証)の完全無視 (99.00%)

2016.6.6 11:55 に、私が前橋中央郵便局(群馬県前橋市城東町 1-6-5)から埼玉県警本部(埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1)の本部長宛に送った、検査要求の旨の内容証明便を、埼玉県警の不詳 2 は、合理的根拠無く、完全に無視しました。

内容は、①警視庁による被害届の隠蔽と、②私への無言の脅迫の為の殺人と、③埼玉県警による殺人の交通事故への偽装と、④警視庁サワダによる真相究明の要請の隠蔽、でした。

●●反論 埼玉県警が内容証明を受領した証拠は無い旨(判決書 5 頁) 事案解明責任放棄送った事実は証明済ですから、郵便局の受付印が無いだけで否定するのは経験則違反です。

「内容証明の原紙は有りますか?」との当り前の釈明をしなかったのは、上げ足取りです。原紙も配達証明も有るので、紛失したのであれば、少なくとも取扱上の過失です。

★★★★★文面と配達証明を提出したのに、郵便局印が無いだけで「証拠無し」として否認したことは、事実誤認の極みです。

埼玉県警3 ニイムラの事件性の無視(AII-7号証)(判決書 6 頁)

埼玉県警4 ナガセの事件性の無視(AII-8号証)(判決書 8 頁)

埼玉県警5 カクタの事件性の無視(AII-9号証)(判決書 10 頁)

●●●●上記 3 項への反論 埼玉県警の対応は適正である旨

★★★★★歴然たる法令(職責)違反であることを無視 立法趣旨から明らか  
警察が、合理的根拠無く、訴えた犯罪被害を無視したので、当り前に法令(職責)違反です。  
それを法を曲げて否定し、強引に、正当業務行為だとしています。

★犯罪検査規範 61 条違反です 理由を告知しない受付拒否 理由不備

犯罪検査規範 65 条違反です 理由不備

内容不明の場合、「本人から補充の書面を差し出させ(中略)なければならない」。

★警察法 1 条違反です 「個人の権利と自由を保護」 理由不備

★★警察法 2 条 2 項違反です 「個人の生命の保護」や「犯罪の予防」 理由不備

★★★★★合理的根拠が一切無いことを無視 判定洩れ

## 適用法令

警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)

第 1 条 この法律は、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、民主的理念を基調とする警察の管理と運営を保障し、且つ、能率的にその任務を遂行するに足る警察の組織を定めることを目的とする。

第 2 条 警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び検査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。

2 警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。

犯罪捜査規範(昭和三十二年七月十一日国家公安委員会規則第二号)

第二条2 捜査を行うに当つては、個人の基本的人権を尊重し、かつ、公正誠実に捜査の権限を行使しなければならない。

第三条(法令等の厳守) 捜査を行うに当たつては、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号。以下「刑訴法」という。)その他の法令及び規則を厳守し、個人の自由及び権利を不当に侵害することのないように注意しなければならない。

第四条(合理捜査) 捜査を行うに当たつては、証拠によつて事案を明らかにしなければならない。

2 捜査を行うに当たつては、先入観にとらわれず、根拠に基づかない推測を排除し、被疑者その他の関係者の供述を過信することなく、基礎的捜査を徹底し、物的証拠を始めとするあらゆる証拠の発見収集に努めるとともに、鑑識施設及び資料を十分に活用して、捜査を合理的に進めるようにしなければならない。

第五条(総合捜査) 捜査を行うに当つては、すべての情報資料を総合して判断するとともに、広く知識技能を活用し、かつ、常に組織の力により、捜査を総合的に進めるようにしなければならない。

第六十一条 警察官は、犯罪による被害の届出をする者があつたときは、その届出に係る事件が管轄区域の事件であるかどうかを問わず、これを受理しなければならない。

第六十三条 司法警察員たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、この節に定めるところにより、これを受理しなければならない。

第六十五条 書面による告訴または告発を受けた場合においても、その趣旨が不明であるときは本人の意思に適合しないと認められるときは、本人から補充の書面を差し出させ、またはその供述を求めて参考人供述調書(補充調書)を作成しなければならない。

日本国憲法 第七十六条 ○3 すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)

第二百三十九条○2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)

第三条(裁判所の権限) 裁判所は、日本国憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する。

第四十九条(懲戒) 裁判官は、職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠り、又は品位を辱める行状があつたときは、別に法律で定めるところにより裁判によつて懲戒される。

举証方法 証拠説明書と1から4号証

付属書類 証拠説明書と1から4の全書証

以上

## 告訴A II 5 証拠説明書 20210127

番号	標目	媒体等	立 証 趣 旨
1号証	前橋地裁H30ワ413 1/2、2/2 慰謝料請求での原 告の訴え二通	プリント 20190613 私が作成	立証すべきは、 <u>当該訴訟での原告の私の主な訴えの内容</u> です。 <u>平成31年4月26日付A II準備書面(6)を、(1/2)令和元年6月13日付A II準備書面(7)を(2/2)</u> とします。 このように、 <u>いずれも合理的根拠をもって、当り前のこと</u> を訴えておりますが、2号証の判決書では無視されております。
2号証	前橋地裁H30ワ413 慰謝料請求事件の 20190926判決書	コピー 20190926 渡邊和義が 作成	立証すべきは、この当該判決書が、1号証の原告である私の訴えを、合理的根拠無く、無視していることです。 法令(職責)違反かつ人権侵害(訴權(自決権)や適正な手続を受ける権利や裁判を受ける権利)となることは、あまりにも自明過ぎ、 <u>社会通念を無視した、有り得ない判決</u> と言えるがゆえに、私への害意の証左です。 無視には以下の <u>3類型</u> が有りますが、いずれも露骨な形式不備ですから、 <u>訴訟ルール違反</u> とも、 <u>論理則違反</u> とも言えます。 ① <u>判定洩れ(脱漏)</u> 、つまり、 <u>言及が無い場合</u> 大半      ② <u>理由不備</u> 、つまり、 <u>心証だけで理由が無い場合</u> ③ <u>片手落ち</u> 、つまり、 <u>判断要素の欠落(理由不備の一種)</u>
3号証	被害届2018	プリント 20210118 私が作成	立証すべきは、 <u>当該判決の動機</u> である、 <u>包囲網の実在</u> です。 <u>包囲網</u> とは、「据膳喰わぬは男の恥」との偏見に基いて、ネット上で不当に拡がった、 <u>私へ社会的村八分</u> による非人扱いの輪(いわゆる <u>女のブラックリスト</u> )です。 恣意性一覧表とセットで総合して頂くことで、 <u>類型的一貫性</u> や <u>相互関連性</u> として、包囲網の実在を訴求しております。
4号証	恣意性一覧表	プリント 20200804 私が作成	立証すべきは、 <u>当該判決の動機</u> である、 <u>包囲網の実在</u> です。 <u>数字で考えれば疑いの余地は有りません。</u> 各事象(事件)毎に確率数字で示した通り、各事象には其々極めて高度の恣意性が有るので、まして、それらが私だけに集中している蓋然性(相互関連性)を合理的に総合すれば、包囲網の実在としか説明が付きません。

平成 31 年 4 月 26 日

前橋地方裁判所民事第一部 御中

原告 今井豊

## A II 準備書面(6)

本書は頭書事件の不法行為の定義の最終確認のつもりで提出します。

何をどのように主張すれば不法行為が認定されるのかわからないので、要素とおぼしきものは全て盛り込んでおきたいと思います。

要素としては、著しい事実の否定(公序良俗違反)、作為義務違反、人権侵害などです。

### 第 1 共通の不当性

①著しい事実の否定であり公序違反であること

②作為義務違反であること

警察法 2 条や犯罪捜査規範(合理捜査・総合捜査)や刑事訴訟法 239 条 2 など

③人権侵害であること 生命に対する権利、自治権、適正な手続を受ける権利、平等権  
説明

要するに事件性の認識の異常であり、当たり前のことと認めないことによる犯罪の隠蔽です。言い換えると、全社会的な村八分の実行行為であり、包囲網としての自らの犯行の隠蔽です。具体的には、最大要素(脅迫)が常に根拠無く欠落しており、事実の否定ですから、当然に信義則違反(民法 1 条)であり公序良俗違反(民法 90 条)です。

したがって最大要素(脅迫)を何%と見積もったのか? あるいは何を何%と見積もったのか? という事件性の認識が常に不可避の焦点ですから、それを示さなければ何も始まらないのですが、私がいくら抗議しても、どの機関も、それはさて置き方式で逃げ回るばかりです。言い換えると、私が訴えた事件性(最大要素)を常に根拠無く無視しているということです。ですから警察の場合は警察法や犯罪捜査規範を始め根拠法への違反であり、また、自決権を始めとする人権(ないし人格権)の侵害による手続妨害であることも自明です。

最も重要なのは、最大要素が欠落していることやその対応の不合理性(違法性)は誰が考へても歴然なのに、それを認めようとしない点に故意も現れているということです。

形式的な不合理なので、わかる気が有る人なら誰でもわかるということです。

そしてその不合理は、何らかの特殊な状況(不公平な裁判など)を前提にしない限り取り得ない差別的対応なので、何らかの特別な意図が必然的に推定されるということです。

さらにその特殊な状況が、圧倒的な組織力を以ってしか実現できない、本来ありえない犯罪的状況であることから、威力の意図が必然的に推定されるということです。

その特殊な状況の先例が本件の私の叔母の太田まり子の轢逃げ事故の公判であり、事故現場の立地や事故の状況から見て、当然に故意(殺人)が最大要素であるところ、三機関が揃ってこれを皆無としました。 むろん包囲網としての威力です。

もう一つは群馬県警の猟銃事件であり、いずれも絵に描いたような典型的な脅迫劇です。

この自明の違法性あるいは違法の自明性について必ず審判願います。

★人権ないし人格権の侵害とは、一個の人間として認められる権利(憲法 13 条)に基くものであり、自治の権利(自由権規約 1 条、憲法 13 条)や生命に対する固有の権利(自由権規約 6 条、憲法 13 条)や平等権(憲法 14 条)などです。

## 第 2 被告の答弁の仕方の違法性も自明です

例えば被告の準備書面(2)の、公判が済んでいるから殺人ではないとの反論について、たとえ一般論として公判の公信力がどれだけ高かろうとも、決定的証拠(甲 9)を突きつけて殺人の疑い(最大要素)の欠落、つまり公判の無効性を訴えている以上、答えにはなりえません。これでは人はすべからく犯罪をしないと言っているのと同じことで、詭弁であり論理法則に反していることは自明です。これも、それはさて置き方式の一例です。

つまり、とっくにトドメを刺されているのに、これではまさにゾンビ化です。

こうした答弁の仕方は、公人に黙秘権は無いことから当事者主義を濫用した訴訟の進行妨害(民訴法 2 条、147 条の 2)であり、何よりも捜査機関の職責として信義則違反であり公序違反であり、許されないと思います。

私が今まで行政事件としての取扱を切望した理由は、このような許されない答弁にこそ、釈明処分の特則や職権証拠調べが必要だからです。

## 第 3 不法行為の共通の定義

私の訴えから、包囲網による脅迫という公益の侵害や私の生命に対する重大かつ切迫した危険を感知すべき状況に在りながら、また、その危険を除去する権限が法定されていて、かつ危険回避に必要な権限を行使できたにも拘らず、抗議されてもなお根拠無く行使しなかったことは、①著しく事実を否定し公序に違反しており、②作為義務や合理性基準に違反しており、③人権侵害であり、著しい恐怖や屈辱などの精神的被害を被ったので不法行為です。

### 説明

要するに事件性の認識の異常であり、当然に認識すべき事件性を根拠無く葬ったことです。上記①から③の三要素と考えておりますが、しばしば信義則違反が加わります。

## 第 4 各不法行為

1 20090220 の午前 8 時頃のさいたま市中央区桜丘二丁目の国道 17 号の交差点付近での私の叔母の太田まり子の轢逃げ死亡事故の一連の捜査に際し埼玉県警は、事故現場の遙か手前から現場まで見通せる直線区間が長く続いているという、とびきり見通しの良い立地条件(甲 9)や、嫌でも徐行せざるをえない直角の左折直後の衝突で死亡に至っている不審を始め、私の既述の数々の事件性から、当然に故意(殺人)の可能性が最大であるのにこれを感知せず、以後は殺人を前提に捜査すべき状況に在りながら、また、殺人犯を摘発する権限が警察法等に法定されていて、行使すれば摘発できたにも拘らず、第一義的捜査機関としての職権を濫用して、包囲網としての私への無言の脅迫の意図を持って、殺人の疑いを故意に根拠無く排除し、さらには担当監察医と共に謀して死体検案書の死因の所見欄の虚偽記載をさせて交通事

故に偽装しました。

さらには、司法解剖を実施した経緯や、逮捕の決め手となった直接証拠であるはずの藍屋の防犯カメラの影像を、公判には出さずに秘匿し、さいたま地検と共に謀して殺人の疑いを排除し隠蔽して異常な起訴を進めました。

これらは①著しく事実を否定し公序に違反しており、②作為義務や合理性基準に違反しており、③人権侵害であり、著しい恐怖や屈辱などの精神的被害を被ったので不法行為です。

#### (説明)

殺人の疑いを持った捜査とは既提出の通り、例えば、なぜその時刻に事故現場で左折する必要が有ったのか?(行動の必然性)、待伏せではなかったか?(叔母の自宅付近から事故現場までに不審な駐停車が無かったか?、車両の運行記録など)、背後関係が無いか?(ネットへのアクセス履歴など)、ブレーキ痕の不審点などです。

なお内部牽制の要請の法的根拠は、刑事訴訟法 239 条 2(官吏または公吏の犯罪告発義務)だと思っています。

2 2016. 6. 6(経過⑤、甲 2) 私が前橋市城東町 1-6-5 所在の前橋中央郵便局からさいたま市浦和区高砂 3-15-1 所在の埼玉県警本部長宛に送付した、捜査要求の旨の内容証明便(甲 2)において、警視庁による被害届の隠蔽と、私の生命への無言の脅迫の為の殺人と、その交通事故への偽装、を訴えたのに、埼玉県警はその後これを不當に無視しました。

警視総監宛の被害届が無視され、その回答期限日 20090220 に私の叔母の太田まり子が変死したが、真相は私への脅迫の為の殺人であり、それを埼玉県警が交通事故に偽装した。

東村山署のサワダに真相究明を訴えたが無視された、と書いてありました。

このように、私の生命への無言の脅迫を充分に感知すべき状況にありながら、根拠無く事件性を否定し、警察法等に明記されている個人の生命の保護という職責を根拠無く怠り、真犯人の検挙という権限を根拠無く行使せず、被害を放置しました。

これらは著しく事実を否定し公序に違反しており、警察の職責や合理性基準に違反しており、人権侵害であり、著しい恐怖や屈辱などの精神的被害を被ったので不法行為です。

#### (説明)

被告側はこの内容証明の消息について、その後どうなりましたか?

紛失したのであればそれだけでも過失だと思います。

ちなみに、群馬県警も記録が無いと言っていますが、このような偶然がありますか?

3 2017. 5. 1 10:56(経過⑥、甲 3) 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)から浦和西署(さいたま市中央区上峰 3 丁目 4-1)への通話において刑事課・ニイムラは、私が、警視庁による被害届の隠蔽と、私の生命への無言の脅迫の為の殺人と、その交通事故への偽装、を訴えたのに、事務的に交通課・ナガセに引継ぎました。

このように、私の生命への無言の脅迫を充分に感知すべき状況にありながら、根拠無く事件性を否定し、警察法等に明記されている個人の生命の保護という職責を根拠無く怠り、真犯人の検挙という権限を根拠無く行使せず、被害を放置しました。

事件番号 平成 30 年(ワ)第 413 号 慰謝料請求事件 原告 今井豊 被告 埼玉県

これらは著しく事実を否定し公序に違反しており、警察の職責や合理性基準に違反しており、人権侵害であり、著しい恐怖や屈辱などの精神的被害を被ったので不法行為です。

(説明)

詳しくは甲 3 反証書や補足説明書の引用の通りです。

私が内部牽制を求めて監察課を指定したところ、ニイムラに取次がれたのに、事務的に交通課に繋いだのでは犯人達に突き返したのと同じことです。

4 2017. 5. 1 12:39(経過⑦、甲 4) 浦和西署から私の自宅への通話において交通課・ナガセは、警視庁による被害届の隠蔽と、私の生命への無言の脅迫の為の殺人と、その交通事故への偽装、を訴えたのに、「公判や刑の執行まで終わっているのだから適正」と根拠無く頑なに決め付けました。

このように、私の生命への無言の脅迫を充分に感知すべき状況にありながら、根拠無く事件性を否定し、警察法等に明記されている個人の生命の保護という職責や内部牽制の要請を根拠無く怠り、真犯人の検挙という権限を根拠無く行使せず、被害を放置しました。

これらは著しく事実を否定し公序に違反しており、警察の職責や合理性基準に違反しており、人権侵害であり、著しい恐怖や屈辱などの精神的被害を被ったので不法行為です。

(説明)

詳しくは甲 4 反証書や補足説明書の引用の通りです。論理の不当性は既述の通りです。

5 2017. 10. 02 11:35(経過⑧、甲 5) 私の自宅から埼玉県警本部(さいたま市浦和区高砂 3-15-1)への通話において相談センター・カクタは、警視庁による被害届の隠蔽と、私の生命への無言の脅迫の為の殺人と、その交通事故への偽装、を訴えたのに、根拠無く無視しました。

また、内部牽制を求めた監察室への取次ぎを三度、根拠無く拒否しました。

このように、私の生命への無言の脅迫を充分に感知すべき状況にありながら、根拠無く事件性を否定し、警察法等に明記されている個人の生命の保護という職責や内部牽制の要請を根拠無く怠り、真犯人の検挙という権限を根拠無く行使せず、被害を放置しました。

これらは著しく事実を否定し公序に違反しており、警察の職責や合理性基準に違反しており、人権侵害であり、著しい恐怖や屈辱などの精神的被害を被ったので不法行為です。

(説明)

詳しくは甲 5 反証書や補足説明書の引用の通りです。

カクタは本部職員なので、内部牽制の意味を込めてかなり詳しく説明しました。

## 第 5 証人尋問を申立てます

埼玉県警の対応の不合理性の立証の為、別紙の通り証人尋問を申立てます。

なおこの尋問の目的は、既述の釈明処分や職権証拠調べによっても実現可能と思われますので、方法はお任せします。

以上

令和1年6月13日

前橋地方裁判所民事第一部 御中

原告 今井豊

## A II 準備書面(7)

本書は頭書事件で実施された本人尋問の記録を踏まえ、補足します。

### 第1 訴状の「第1 請求の趣旨」を以下のように訂正します

#### 1 被告は原告に対し10万円を支払え(今回は試験訴訟です)

後述の通り、埼玉県警職員らは不当な対応を重ね、私に加害しました。

これらは、包囲網の威力によって社会的妥当性の基準を歪めて犯罪の隠蔽を狙うものです。摘発後の包囲網の各人に請求すべき慰謝料の性質は共犯たる責任、つまり共同不法行為責任であり、その基本金額は、一人当たり3,000万円と想定しております。

但し、直接的に私にかかわった人々についてはこの内訳が在り、この共犯たる責任と本件不法行為による賠償責任が半々と想定しております。

なお、既述の基本金額の法的位置付けについては検討中であり、①逸失利益に対する補償、②代位弁済、③代表者への請求、のいずれかを想定しております。

今回は本件不法行為によって直接被った精神的損害についての請求です。

### 第2 包囲網の実在の強調

包囲網の概要については被害届2018に記述の通りであり、本件を含め、各事件の事件性の高さ(蓋然性)は、恣意性一覧表に数字で提示した通りです。

各事件が何ゆえ私に集中するのかという観点から、相互関連性を俯瞰的に総合するならば、包囲網の実在の蓋然性の高さを嫌でも認めざるをえないと思います。

例えば、何ゆえに群馬県警がことごとく理不尽な対応を行うのかという動機を辿れば、もっと大きなもの、つまり本件殺人の隠蔽の為なのではないかと考えざるをえないはずです。

要するに、数字で考えれば、信じないことに合理性は無いと思います。

これに対して「原告自身が見たことが無いのに～」というのは詭弁(検察の模倣による威力)であり、それはさて置き式で、合理性が有りません。

### 第3 埼玉県警に訴えた時機についての釈明

まず、事故直後の20090303に東村山署にてサワダに脅迫の為の殺人等を訴えておりまから、埼玉県警に重複して訴える必要はありません。

それよりも、事故直後に各マスコミにeメールで告発を図ったのですが、それがことごとく無視されたことによる精神的ショックは極めて多大だったため、包囲網の強大さと脅威を実感して絶望し、正直なところ、もはや為す術が無いものと半ば諦めました。

永らく続いたこの状況も、民法上の一種の「脅迫下の心裡留保」だと思います。

しかし、2015年からの獵銃脅迫事件が起ったことにより事情が一変しました。

蓋然性の問題として、このような露骨な脅迫劇を二つとも葬ることは、いくらなんでも不可能だと思ったからです。「なにゆえ今更、寝た子を起こそうとするのか?」20150203文書20160606には内閣官房長官、法務大臣、検察庁長官、三県警本部長に捜査要求の内容証明を送りました。

2017年には営農出荷での価格操作が凄まじく、生活難による生命の危機が切実になった為、以後の営農の当面休止に追い込まれ、背水の陣で告訴活動に専念することにしました。

座して死を待つよりも、せめてもの反撃を試みようということです。

2017年になって相次いで埼玉県警に電話しているのは、その頃に行っていた一連の告訴活動、もしくは前橋地方裁判所沼田支部平成29年(ワ)第26号 慰謝料請求事件の為だったと思います。

#### 第4 埼玉県警に訴えた主な事件性

埼玉県警に訴えたのは、①警視総監宛の被害届が無視され、②その回答期限日に叔母が殺害され、③その殺害を埼玉県警が交通事故に偽装したこと、それが「被害届を忘れなければ、叔母のようにならぬ」殺すぞという私の生命への無言の脅迫であるということです。更には、④それを東村山署でサワダに訴えたのに、隠蔽したことです。

これらの訴えの意味として、両県警は極めて凶悪なテロ組織であるということです。

詳細は原告の準備書面(4)の通りですが、上記について以下にご説明します。

但し、本件各不法行為の時点で、必ずしもこれらを充分に説明できたわけではありません。あくまでも、最新の認識としてであり、現時点で捜査機関がこれらを無視する正当性はどこにも無いということを強調するものです。

- (1)警視庁による被害届(包囲網の摘発要請)の隠蔽 H30ワ355号事件
- (2)被害届の回答期限当日に叔母が変死した不審 H30ワ413号事件
- (3)警視庁によるサワダ面会(二つの要請)の隠蔽 H30ワ355号事件
- (4)轢逃げ事故の捜査や公判の不審 H30ワ413号事件
- (5)恣意性一覧表が示唆するもの

##### (1)警視庁による被害届(包囲網の摘発要請)の隠蔽(99.99999%以上)

以下の通り、この被害届を無視することの違法性は自明のはずです。

「具体的犯罪事実が書いてなかつたら、無視されてもしかたがないでしょ?」との抗弁に対し、いいえ、決してそんなことはありません。

そもそも、捜査の端緒というものは、そのように限定されではおりません。

また、趣旨が不明の場合は届出人本人の意思を確認すると犯罪捜査規範65条に明記されていますから、無条件に、理由を告知しない不当な受理拒否(同61条)に当たります。

事件性が無いと判断したとしても、その理由を必ず告知する必要があります。

なおこれは告訴状についての規定ですが、被害届にも準用されているはずです。

しかし規定など有ろうと無からうと、警察の職責や、人がどんな時に被害届を出すかという

手続目的を考えれば、無視するなどという選択はそもそもありえないと思います。

しかも私の場合は、正当な納税者が、回答期限を明記した、警視総監宛の、書面による、被疑者多数の、被害届ですから、無視すれば信義則の他に何重にも違法な差別的取扱です。

### 記載内容の重要性

冒頭頁に、①肖像権の侵害(ネット犯罪)及び営業妨害、②加害者が首都圏全域、一億人の犯罪(つまり公益の侵害)、と明記していました。

③顔パス(挙手した客を乗せようとして停車すると、客に逃げられる)現象が一日に何十回も有ったこと。 一生に一度もこんな目に遭わない運転手が大半だと思います。

④会社の平均売上データが私個人の出番日と露骨に連動していたこと。

当時の首都圏の夜の街は、包囲網による引き籠り運動の展開によって大氷河期に在りました。それを私に逆恨みした暴力団が、殺人ぐらい起こしても、一向に不思議ではありません。

このデータこそ、当時の包囲網にとっての「不都合な真実」であり致命傷なのです。

⑤実車率データも露骨に低かったこと。 その意味は業界人なら誰でもわかります。

以上の③から⑤だけでも総合すれば、広範な包囲網が存在するのは歴然としており、データを確保するだけで捜査に入れたはずですし、少なくとも否定する根拠など有り得ません。

後は、対向車による幅寄せや蛇行運転など、数々の日常的危険行為と、周りを徘徊する警察関係者(ストーカー行為)、などを書き連ねていました。

警察の職責から見て、これらの記述を根拠無く看過できたはずはありません。

### (2)被害届の回答期限當日に叔母が変死した不審(99.80%以上)

示した数字は、齢70過ぎの女性が亡くなる確率は五千分の一くらい、これに脅迫の対象となりそうな親戚の人数10人を掛けた概数です。

問題は、主人公の身内を殺して、その死体を見せしめにして主人公を脅迫し、その行動を抑止しよう、というようなテレビドラマや推理小説等の設定が極めて一般的のことです。つまり経験則として広く浸透しており、本件殺害はその設定の模倣と思われます。

その無言の脅迫の意図は「先の被害届を忘れなければ、次はお前がこうなるぞ」です。

私としては、警視庁が被害届を無視したことの方が、よほど事件性は高いと思っています。なお、何も殺人が起るほどの話でもないだろうとの指摘に反論しますと、既述の夜の街の住人達からの逆恨みの他にも、被害届2018に記述の通り、叔母の変死の約一ヶ月前には、私の所属会社で単車との死亡事故が起きており、その件からの逆恨みの線も在ります。

### (3)警視庁によるサワダ面会(二つの要請)の隠蔽(99.00%以上)

20090303午後、事前予約のうえ東村山署・サワダを訪ね、先の被害届の説明をし、包囲網の摘発と、脅迫の為の殺人、を訴えた事実を警視庁が隠蔽しております。

この隠蔽の犯罪性はあまりにも自明なので説明を省略します。

私はサワダの風貌や声を憶えていますから、当時の職員名簿から特定できると思います。

示した数字は、私がわざわざ虚偽告訴罪を背負ってまで嘘はつかないという、信義則というか経験則によるものですが、既述の通り、恣意性一覧表を俯瞰的に総合すれば、遡って、こ

れも警視庁の隠蔽であることの蓋然性を極めて強く感じていただけるはずです。要するに、推して知るべしであり、その場合の数字は限りなく(1)に近いと思います。埼玉県警も同じ警察ですから、隠蔽の犯罪性はよくわかったはず。

#### (4) 轢逃げ事故の捜査や公判の不審(99.999999%以上)

当り前に殺人の疑いを持ち、殺人を前提とした捜査をすべきところ、しなかったことは極め付けに不合理に事実を否定しており、本来これで公判として通るはずはありません。

##### A 事故現場の手前が飛び切り見通しの良い立地条件であること(99.99%以上)

現場の手前は、車道と歩道との間の視界を遮る物の無い、長い直線区間が続いているので、叔母の姿は嫌でもずっと視界に入っていたはずなのに、その間ずっと最後まで気付かなかつたなどということは蓋然性として有り得ないので、運転者の供述は虚偽です。

その証拠として、この事故車両と同型のトラックの実走による再現実験を行って、運転席からの視点による映像を撮って、その映像を解析して、何度の視角に何秒間収まっているか等の実測データを確保したうえで、同様の立地条件の他の場所での過去の事故事例を調べ、この事故と比較検証して見るならば、これに殺人の疑いを持たなかつたことの不合理が、客観的かつ合理的に、判明するはずです。

##### B 巻き込みでもないのに死亡に至っていること(90.00%以上)

交差点の直角の左折ということは、物理的にも必ず徐行せざるをえない場所であり、その後ですから、もし衝突しても普通はすぐに停まれるはずです。

また、トラックによる交差点左折の死亡事故では、圧倒的大半が、巻き込み事故のはずですが、この事故は巻き込みではありません。

それなのに死亡しているということは、速度超過であったか、もしくは故意に止まらなかつたか、のいずれかが疑われますが、いずれにしろ故意を強く示唆しています。

要するに、AとBに殺人の疑いを持たなかつたことに合理性など無いと思います。

同条件の事故の統計を開示させれば、極めて稀有かつ故意の比率が高いと思われます。

被告が書いている通り、捜査というのは刑事訴訟法に基く行為です。

刑事というのは、つまるところ、故意の疑いを持つことだと思います。

(警察が事件性と言う時は、刑事とほぼ同義だと思います。)

しかるに、業務上過失致死罪というのは、分類上は刑事ではあるものの、その実質は、故意を否定し、過失として判定するものです。

これが当り前の公判であれば、「～などから故意が強く疑われたので、動機に当るものが無いかどうか捜査したが、見当たらなかつた」というような記述がなされたはずです。

つまり、原告が準備書面(4)に列挙したような刑事的観点が根拠無く欠落しています。

これでは刑事判断として、明らかに事実認定の基本原則に反しています。

そして、機関毎の相互牽制という制度の前提を考えれば、警察、検察、裁判所の刑事司法三機関が揃って故意の疑いを看過するなどということは、蓋然性として、有り得ません。

従って、この公判は刑事司法三機関の共謀による偽装であると断定できます。

C 司法解剖が実施された経緯が不審であること(90.00%以上)

司法解剖というのは、定義上、変死の疑いを持った場合に行うものであることから見て、交通事故としての死因を特定する為だったとする答弁は不審であり、また、原告が参加した通夜の時に見た限りでも、不必要に分厚い包帯が、丁寧過ぎるほどきれいで巻かれていたことから推測して、遺族の目から殺害の真相(死因)を隠す為の口実としての『包帯解剖』だったこと、つまり、職権濫用による偽装工作が強く疑われます。

また通夜直後の父や叔父の話では、叔母の頭部以外には目立った外傷は無く、しかも乗っていた自転車もほぼ無傷だったので不審な死に方だと口を揃えていたことから、それであれば、およそ交通事故とは思えない態様なので、真相は撲殺という疑いも残ります。

そういう態様だったから、埼玉県警も最初は変死の疑いを持って司法解剖したのに、その後見方を変えたのではないか?という別の疑いも有ます。

したがって、その死体検案書の提示と、司法解剖を実施した経緯の説明を求める。

D 決め手の映像を、公判の証拠にしていないこと(99.00%以上)

逮捕の決め手となったと報道された映像であり、衝突の瞬間の状況を始め、この事故に関して、様々な点で鍵を握る証拠であると思われるのに、それを証拠として提出しないほうも、提出を求めるほうも、極めて不審であり、殺人を示す決定的な映像であるがゆえに、それを隠蔽する意図ではないかと強く疑われます。

もし、本当に何も映っていないのだとすれば、逆に、全てが供述の鵜呑みの疑いが強いです。

E 交通事故として当たり前の物証は有るのか?(90.00%以上) ブレーキ痕や破片や塗料など

- ・本当に交通事故か?
- ・本当に伊勢崎が犯人か?
- ・叔母を側道まで運んだのは本当か? 真犯人による側道上での撲殺の疑い

F 被疑者の行動の必然性は有るか?(99.00%以上)

- ・待ち伏せの疑い 叔母の自宅または現場付近での不審な停止状態は無いか?
- ・この時間帯にこの交差点で左折する必要は有るか?
- ・事故車両の運行記録(タコメーターなど)は調べたか?

G 故意ではない証拠は有るのか?(99.00%以上)

- ・ブレーキ痕の位置は? 推定される衝突時のスピードは? タイミングは適切か?

H この事故のその他の事件性(90.00%以上)

- ・目撃者が出ない不審 副都心の金曜の朝の17号上の交差点迂回と多数の共犯者の疑い
- ・逮捕日から約10日も経ってからの新聞報道(さいたま新聞) バックデータ処理の疑い

### (5)恣意性一覧表が示唆するもの(99.9999999%以上)

なにゆえ全機関がそのような不当な対応をするのかという動機を考え、俯瞰的に総合するならば、彼らが包囲網であり、包囲網が実在することのみならず、遡って各事件の事件性を極めて強く感じていただけるはずです。要するに、推して知るべしということです。

以上の(1)から(5)が脅迫の為の殺人を示唆する主な事件性です。

数字で示した通り、これら全てが偶然に重なる確率は、まさに天文学的に小さいものです。  
99.00%以上の蓋然性というのは確信して当然ですから、信じないことに合理性は在りません。  
これが殺人や脅迫であるという私の訴えに同意した人は、今まで誰も居ませんが、ではどこがどうわからないのか?について合理性を示した人も居ません。

これを脅迫殺人と認めないことは、包囲網としての踏み絵だと思っています。

## 第5 不法行為に関する説明

5つとも、一貫した動機の、組織的な、私の生命への無言の脅迫だと思っています。

元より無言の脅迫というものは、その性質上、全体の態様による蓋然性として判断すべきものだと思いますので、不法行為は本来一つとすべきだったかとも思われますが、しかし、1は偽装という実行行為であり、2から5は不作為であり、形態が分かれます。

そもそも、刑事の問題を民事で裁くことはできないという論理もあろうかとは思いますが、起訴独占機関である検察による隠蔽も同時に訴えている、私の特殊事情をご理解下さい。

## 第6 埼玉県警の不当性の焦点

### 1 反社会性(公序良俗違反(民法90条)や信義則違反(民法1条2))と犯罪性

要するに、当たり前の蓋然性を認めないことと、その理由を示さないことです。

その狙いは、包囲網の威力によって、社会的妥当性の基準を歪め、つまり、公序良俗を偽装して犯罪を正当化することです。

それが可能なのは、ひとえに包囲網の強大さゆえであり、その動機は社会的村八分です。

言わば、社会全体で裸の王様を演じているようなものです。

このことを以下にご説明します。

私が埼玉県警に訴えていたのは、毎回常に、生命に対する無言の脅迫被害であり、それが最大要素だったはずなのに、毎回常に、それを否定する理由(合理性)を示していません。

言い換えると、毎回常に、根拠無くわからうとしないということであり、毎回常に、理由を告知しない不当な受付拒否だということです。

また、根拠無く最大要素を欠いているのですから、判断できるはずがないのに、全て適正な捜査であったと答弁しているからには、その答弁の全てが虚偽であると言えます。

最大要素の欠落というのは、すなわち、事実の否定ですから、極め付けの社会不正義です。そもそも警察や検察や裁判所などの強大な権力(強制力)を有する機関には、暗黙の社会的要請として、合理性と説明責任が前提されているはずです。

逆に言えば、合理性に担保された裁量ないし自由心証主義であるはずです。

これらは人権の歴史から考えても、当たり前のことです。

重要なのはその犯罪性です。

当たり前の蓋然性の一例として、稀有な行動の裏には、何か特別な動機が在るはずだという経験則が挙げられます。

例えば、警視庁が期限付きの被害届を無視したことを違法と感じることであり、奇遇な轢逃げについて殺人や脅迫の疑いを感じることであり、無意識下の至近距離からの発砲を違法と感じることであり、その後の一連現象を脅迫と感じることです。

最大要素の欠落という自明の無効性と、常にという常習性、更には、抗議も常に無視して来た点、のいずれも極めて稀有な選択であり、その三点を総合すれば、故意と断定できます。そしてそのような対応は、通常であれば、いずれ破綻を来たすことも自明ですから、破綻を来たさないような、何らかの特殊な前提を置いていることが必然的に推定されます。

その前提としては、問答無用の受付拒否、不公平な裁判や原告の殺害などいくつか考えられますが、これまでの経緯を振り返れば、包囲網の圧倒的な組織力によって公序を偽装して犯罪を隠蔽しようとしていることは間違ひ無いと思います。

要するに、職権濫用による隠蔽と脅迫であり、その狙いは組織力による公序の偽装です。

本件の轢逃げ事故の公判こそが、公序の偽装の典型です。

もう一つの典型は群馬県警の獵銃事件であり、いずれも絵に描いたような脅迫劇です。

いずれも極め付けの不合理が堂々と通ってしまっている点が、公序の偽装です。

公序の偽装は、過去の事例等との比較検証によって、ある程度抑止できると考えます。

## 2 事件性の隠蔽

訴えた当たり前の事件性を根拠無く無視したこと、それが警察法2条や犯罪捜査規範(合理捜査(4条)・総合捜査(5条)、同取扱規定(61~65条))や刑事訴訟法239条2などの職責への違背に当たる、告訴の妨害のことです。

殺人に時効は無いのに、また、犯罪の予防等の職責や内部牽制が要請されているのに、しかも証拠を示して犯罪を訴えているのに、何を今更、とか論理法則に反した答弁を重ねました。

## 3 予見可能性に基く結果回避義務への違反 前項とほぼ同様です

## 4 生命の危機の看過

脅迫の為の殺人の脅威が、切迫した生命の危機であることに疑いの余地はありません。

反射的利益を超えた、生命に対する権利(憲法13条、自由権規約6条)の侵害です。

特に警察の場合、その職責に基く作為義務違反であり、不真性不作為犯に当たります。

## 5 平等権(憲法14条)の侵害

極めて稀有な対応というものは、同時に私限りの差別的対応でもあります。

私と同様に無視されれば、誰も警察を利用できなくなることからも自明です。

警察が保有する統計情報を開示させれば証明できると思います。

## 6 その他人権侵害

被害を認識し、訴えているのは私なのに、それを理由も無く無視すれば、被害が解消(手続目的)するはずはありませんから、自決権や適正な手続を受ける権利の侵害です。

## 第 7 被告側の答弁に包括的に反論します

他の答弁も同様なので、次の文に対し包括的に摘示します。

平成 31 年 3 月 28 日付の被告の準備書面(2)より抜粋 2 頁目最上段

第 1 原告の準備書面(4)に対する反論

1 同準備書面Ⅲ(私の主張の要旨)記載の事実を争う。

(1)原告は、「不当性の類型①」において、「警察が被害届を無視して、その回答期限日に親戚が変死すれば、一般人の誰もが脅迫の為の殺人と思うはず」と主張する。

かかる原告の主張の要点は、「親戚の変死」は実は殺人行為によるものであって、なおかつ、かかる殺人行為は、原告に対する「脅迫」行為(「脅迫の為の殺人」)としてなされたものであるとすることがある。

しかしながら、原告の「親戚」とされる訴外亡太田は、平成 21 年 2 月 20 日発生の交通事故により死亡したものである(乙第 1 号証)。

これに対し、本訴訟において、原告からは、訴外亡太田の死亡原因は交通事故(乙第 1 号証)ではなく、原告に対する「脅迫の為の殺人」であったとの主張を裏付ける証拠の提出はない。

したがって、上記原告の主張に根拠はない。

※乙第 1 号証とは、さいたま地方裁判所 平成 21 年(わ)第 474 号 調書判決とさいたま地方検察庁 平成 21 年 3 月 30 日付 平成 21 年検第 200675 号 起訴状のセットのことです。

★この両文書とも、原告の指摘通り、故意の疑いに一切触れておりません。

被告が書いている通り、捜査というのは刑事訴訟法に基く行為です。

刑事というのは、つまるところ、故意の疑いを持つことだと思います。

刑事的視点ないし故意の疑いとは、既述の A～H 全てですが、特に F と G です。

機関毎の相互牽制という制度の前提を考えれば、警察、検察、裁判所の刑事司法三機関が揃って故意の疑いを看過するなどということは、蓋然性として、有り得ません。

従って、この公判は刑事司法三機関の共謀による偽装であると断定できます。

★1 結局、上記「～思うはず」との私の主張に対する認否を示しておりません。

これは論理の摩り替えです。

思わないと言うのなら、既述の以下の項目毎の合理性(想定確率)を示して下さい。

(1) 警視庁による被害届(包囲網の摘発要請)の隠蔽(99.99999%以上)

(2) 被害届の回答期限当日に叔母が変死した不審(99.80%以上)

(3) 警視庁によるサワダ面会(二つの要請)の隠蔽(99.00%以上)

(4) 车逃げ事故の捜査や公判の不審(99.9999999%以上)

A 事故現場の手前が飛び切り見通しの良い立地条件であること(99.99%以上)

B 巻き込みでもないのに死亡に至っていること(90.00%以上)

C 司法解剖が実施された経緯が不審であること(90.00%以上)

D 決め手の映像を、公判の証拠にしていないこと 99.00%以上

E 交通事故として当り前の物証は有るのか?(90.00%以上)

F 被疑者の行動の必然性は有るか?(99.00%以上)

G 故意ではない証拠は有るのか?(99.00%以上)

H この事故のその他の事件性(90.00%以上)

(5) 意図性一覧表が示唆するもの(99.9999999%以上)

**★2 「～交通事故により死亡したものである(乙第1号証)。」については、以下の三つの点で論理法則に反しております、また、無根であり、虚偽ないし事実を否定しております。**

**●論理法則に反しています**

①誰でも犯罪を犯す惧れは常に在ることから、公判が終わっていることだけを以って、その公判が適正であったとは言えませんし、交通事故であったことの証拠にもなりません。

②具体的な指摘に対して、いくら公判一般の公信力を訴求しても無意味です。

③そもそも犯罪に対して適法性の推定はできません。

**●無根であり、虚偽ないし事実を否定しています**

乙第1号証には以下のことが書いて有りません。

つまり、原告の指摘に答えていませんから、抗弁にも証拠にもなりません。

捜査が終わっているという答弁が虚偽でないなら、当り前に答えて下さい。

以下のような、公判資料では判らないような、捜査内容を問うております。

E 交通事故として当り前の物証は有るのか?(90.00%以上)

F 被疑者の行動の必然性は有るか?(99.00%以上)

・待ち伏せの形跡は? 叔母の自宅或いは事故現場付近での不審な停止状態は?

事故車両の運行記録(タコメーターなど)は調べたのか?

・この時間帯にこの交差点で左折する必要は有ったのか?

G 故意ではない証拠は有るのか?(99.00%以上)

ブレーキ痕の位置は? 推定される衝突時のスピードは? タイミングは適切か?

**★3 「これに対し、本訴訟において、原告からは、訴外亡太田の死亡原因は交通事故(乙第1号証)ではなく、原告に対する「脅迫の為の殺人」であったとの主張を裏付ける証拠の提出はない。」は、以下の二点から、虚偽ないし事実を否定しております。**

**●第一に、原告は、甲9(事故現場付近のストリートビュー)を証拠として提出済であり、これは被告にとってまさに「動かぬ証拠」ないし「不都合な真実」であるはずです。**

**●第二に、原告が訴えて来た事件性の全てが状況(間接)証拠であり根拠です。**

それは話の流れとして、当り前であり、具体的に不審点を指摘し、かつ蓋然性の数字を示したうえで、この捜査や公判の犯罪性や無効性を訴えている以上、また、それを否定できる根拠を示せない以上、その全てが証拠です。

もとより無言の脅迫というものは、その性質上、全体の態様による蓋然性として判断すべきものであって、その蓋然性こそが唯一の状況(間接)証拠であるのが常だと思います。

そもそも、刑事の問題を民事で裁くことはできないという論理であるなら、起訴独占機関である検察による隠蔽も同時に訴えている私の特殊事情に対して、成り立ちますか?

**★4 「したがって、上記原告の主張に根拠はない。」は、被告のほうこそ、根拠は無い。**

●証拠が無いから根拠も無いという意味だと思われますが、既述のように、甲9を提出済ですし、もしこれが証拠にならないという意味だとしても、原告が準備書面(4)等において示している極めて高度の事件性が、根拠にはならないとする根拠を示していません。

無いから示せないものと思われますが、もしそうであれば、二重の虚偽になります。

証拠も根拠も無いのは、まさに被告のほうであることは自覚しているはずですから、原告に言われる前に先に被告から言ってしまおうという、児戯に等しい、顕著な虚偽です。

●●答弁の不当性のまとめ

要するに、それはさて置き方式で、原告の訴えを一切無視し、根拠無く葬ろうとしています。総じて論理の摩り替えであり、論理法則違反であり、著しい信義則違反であり、それによつて、原告の訴えを一切無視していますから、自決権等の侵害であり、公序良俗違反です。

法曹には、これらの不当性が自明のはずですから故意です。

そもそも捜査機関が自ら犯罪を隠蔽しておきながら、証拠は有るのか?と居直ること自体が逆鱗行為であり、それに加担する弁護士も同罪であり、著しい社会不正義です。

つまるところ、補充捜査を行うしか抗弁の余地は在り得ないのに、それを頑なにわからうとしないことこそ、捜査機関として極めて不審です。

**★被告は、不法行為2(内容証明)について、取扱記録が見つかったのなら証拠として提出して下さい。**

## 第8 貴裁判所への確認

お訊ねしてよいものかわかりませんが、以下の原告の申立は結局どうなったのでしょうか?

証拠保全、文書提出命令、文書特定手続、無効確認、証人尋問

繰り返しますが、貴釈明か証人尋問によって、既述の事件性の焦点について、何を何%と見たのかを被告に訊ねれば、最大要素の欠落あるいは合理的根拠が無いことが判明すると思います。

公序の偽装が裁判所を前提にしていることも自明ですが、私としては手を尽くすだけです。

以上

## 告訴状A II 5 補充書

前橋地方検察庁 御中

告訴人 今井豊

ご多忙中恐縮ですが、表記について以下の通り補充させていただきます。

### 1 告訴人の被侵害について

公務員職権濫用罪における、裁判を受ける権利の侵害とは、本来は無効とされるべき裁判が陰謀によって正当化されているに過ぎないが故に、実質的に、裁判を受ける権利の侵害と見做せる、という趣旨であり、この前提は、他の二権利についても同様です。

したがって、厳密には、当該判決のみならず、当該訴訟自体も無効と考えます。

### 2 犯人隠避罪によって隠避された者らの詳細

不詳1、不詳2、ニイムラ、ナガセ、カクタ、の対応の不当性は、1号証の通りです。

行為事実につき、平成31年4月26日付A II準備書面(6)を1号証(1/2)として追加します。

当該訴訟で(被告訴人に)、当該告訴状を提出して三罪の各罪状そのものを訴えたわけではなく、意味上・状況上、当然に、同人らの三罪を感知し得たはずだ、という、刑訴法239条2(公務員の犯罪告発義務)違反の観点からの、あくまでも意味上・状況上の犯人隠避です。

同様に、不詳1は不法行為1の、不詳2は不法行為2の、意味上の行為者です。

なお、告訴状A IIは現在も進行中の事件ながら、公訴時効に対する反論が難しい懸念により、未だ提出を躊躇しているものであり、未提出の事情については、告訴状Aや告訴状Bも同様です。

### 3 文中の丸数字は無視して下さい(特に告訴事実1の中の②から⑧)

前後の文脈の丸数字とは必ずしも関連性は無く、申し訳ございませんが、注意願います。

### 4 有り得ない判決だからこそ、犯意の証左と言えます

隠蔽(社会通念の偽装の陰謀)が前提だからこそ、このような、何でも有りの判決、が可能なのです。

以上

## 告訴状 A II 5 補充書その 2

前橋地方検察庁 御中

告訴人 今井豊

ご多忙中恐縮ですが、昨日に提出済みの補充書の内容を、更に以下の通り補充します。

### 犯人隠避罪について

当該訴訟において被告訴人に対し、当該告訴状を提出するなど、当該三罪の各罪状を直接的に訴えていたわけではありませんが、特に以下の記述から、裁判長としての立場上、当然に、被告らの三罪を感知したはずだ、という、刑訴法 239 条 2(公務員の犯罪告発義務)違反の予見可能性の観点による、あくまでも意味上・状況上の犯人隠避です。

当該訴訟のように、犯罪への公的な申立が無視されれば、事実上、権利侵害性(公務員職権濫用罪)を免れず、同時に、その意図に関らず、犯人隠避効果(犯人隠避罪)も否定できません。

後は、司法権の濫用の存否と故意の内容と存否になりますが、これはひとえに「有り得ない判決は、社会通念の偽装としか説明できない」という、蓋然性の程度問題になります。

国家的隠蔽が齎す脅迫効果(脅迫罪)も、意図とは無関係に必ず発生します。

つまり、犯人隠避罪も脅迫罪も、少なくとも不真正不作為犯ということです。

以上はいざれも当たり前のことであり、少なくとも、合理的根拠無くして、否定はできません。

それにもかかわらず、どの機関も合理的根拠を示そうとしないことこそ、国家的隠蔽の証左です。

まして、渡邊和義はB 事件の裁判長でもあるのです。

### ●三罪名を掲げて被告らの不当性を訴えていたこと

・(平成 30 年 10 月 11 日付け釈明書 1 頁) 「埼玉県警の不法行為の内容 1 殺人の交通事故への偽装(殺人罪、公務員職権濫用罪、脅迫罪、犯人蔵匿罪、時系列③④、甲 1)」

以上